



# 除染による

# 環境回復

# のあゆみ

～ふくしまの今をお伝えします！～

震災から10年が経ったけど、福島県の放射線量は  
どうなっているんだろう？

ぼくと一緒に  
学んでみよう！



「ふくしまを応援する」  
ベコ太郎

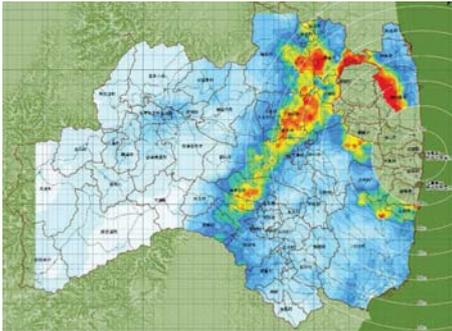
福島県除染対策課

# 1 福島県の放射線量について

2011年（平成23年）3月の東日本大震災による津波で東京電力福島第一原子力発電所は大きな被害を受け、放射性物質が環境中に放出されましたが、**県内の放射線量は**除染作業や自然減衰などにより**大幅に低減し、国内外の主要都市とほぼ同水準**になっています。

一方で、いまだ **県面積の約2.4%は帰還困難区域**とされており、3万人を超える方が避難生活を続けています。（令和3年6月末時点）

## 【県内の空間線量率】

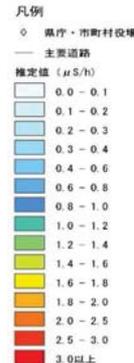


2011年（平成23年）  
4月12日～16日



2020年（令和2年）  
4月8日～8月18日

出典：  
福島県放射線監視室



### 国内外の主要都市の放射線量

ニューヨーク	0.05
パリ	0.07
ベルリン	0.08
ソウル	0.12
東京	0.04

### 福島県内の放射線量

福島市	0.12
郡山市	0.07
いわき市	0.06
会津若松市	0.06

【単位】： $\mu\text{Sv/h}$

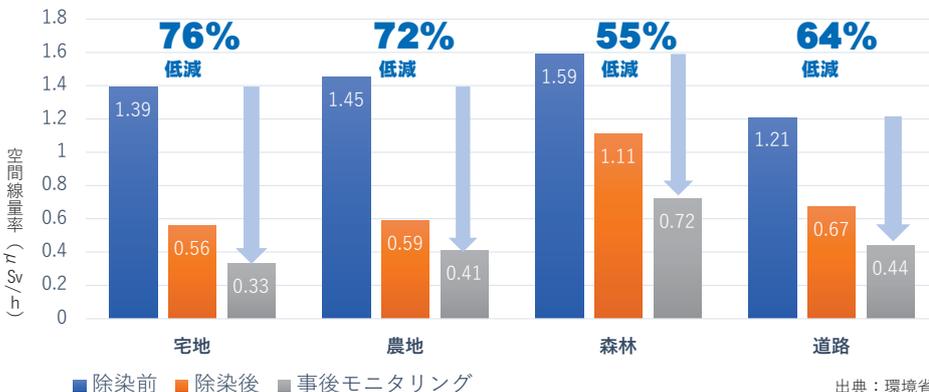
出典：日本政府観光局  
パリは2018年10月、ニューヨークは2019年1月、ベルリン、ソウルは2019年9月、東京都、福島県内各所は2020年7月時点の数値

# 2 除染について

放射性物質は、時間とともに自然に減衰しますが、放射線量が十分に低くなるまでには、長い時間がかかります。そこで、福島県では「除染」を行うことで、放射線による人の健康や生活環境への影響を速やかに減らす取組を進めてきました。



除染の様子  
（道路の高圧洗浄）



※除染後半年から1年に、除染の効果が維持されているか確認をするため、「事後モニタリング」を実施。

出典：環境省  
「福島環境再生10年のあゆみ」  
除染・事後モニタリングの結果(除染特別地域)  
※宅地、農地、森林、道路の空間線量率の平均値  
(測定点データの集計)

放射線量は、だんだん減っていくけど、除染作業のおかげでより早く減らすことができたんだね。



## 【除染の実施状況】

福島県内の面的除染は、帰還困難区域を除き  
2018年(平成30年)3月までにすべて終了しました。



■ 帰還困難区域を除いて、面的除染が完了し、避難指示も解除されています。

■ 県土における避難指示等区域の面積も約12%から約2.4%まで減少しました。

■ また、帰還困難区域においては、現在、復興拠点に指定された地域（特定復興再生拠点区域）で除染等が進められています。



■ 帰還困難区域（県面積の約2.4%）

## 【様々な場所での除染】

### 森林（生活圏）

住宅などの近くの森林は、落ち葉や落ちた枝などを取り除きました。



### 公共施設（学校など）

子どもたちへの影響をいち早く防ぐため、学校の校庭や公園などの表土の削り取りなどを真っ先に行いました。



### 住宅

庭の表土の削り取りや、側溝の泥や落ち葉を取り除いたりしました。外壁などは拭き取りました。



### 道路

落ち葉などの堆積物を取り除くとともに、十分な効果が得られない場合、ブラシや高圧水などで洗浄しました。



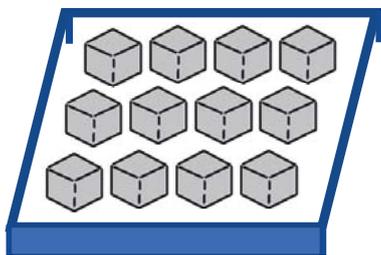
### 農地

田んぼや畑では、通常より深く耕す「深耕」や上下の土を入れ替える「反転耕」などを行いました。



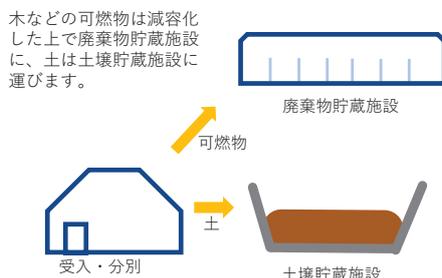
# 【除染で取り除いた土などのゆくえ】

## ①仮置場での保管



除染で出た土壌等は各市町村に設置した仮置場等で一時的に保管されます。

## ②中間貯蔵施設での貯蔵



集中的に貯蔵するため、仮置場から中間貯蔵施設に輸送します。

## ③県外での最終処分

国が責任を持って、中間貯蔵開始後30年以内に県外の最終処分施設に搬出します。

2022年（令和4年）3月末までにおおむね完了

2045年3月までに福島県外に最終処分

- ・中間貯蔵施設への輸送は、帰還困難区域を除き、2022年3月末までにおおむね完了する予定です。
- ・県外最終処分は、国の責務として、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に行うことが、法律（改正JESCO法）で定められています。



## チャレンジコーナー

**Q1** 除染のポイントは大きく3つあります。〇〇に入る言葉は何でしょう？

- ①放射性物質を〇〇〇〇 ②放射線を〇〇〇〇 ③住んでいる場所から〇〇〇〇

**Q2** 除染で出た土は、今後どうなっていくでしょう？

- ①2045年までに県外で最終処分される ②まだ決まっていない

**Q3** 福島県内（除染特別区域を除く）の放射線量は国内外の主要都市と比べて...？

- ①まだまだ高い ②ほぼ同水準



① 0.1 (μSv/h) ② 1.0 (μSv/h) ③ 2.0 (μSv/h)

### お問い合わせ先

- 福島県 除染対策課  
☎024-521-7276
- 環境省 除染・中間貯蔵施設関連  
☎0120-027-582  
(平日9:30~18:15)
- 環境再生プラザ  
☎024-529-5668  
(月曜定休、祝日の場合は翌日)

### ホームページ

- 福島県復興情報ポータルサイト  
「ふくしま復興ステーション」  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/>
- 空間線量モニタリング  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-kukan-monitoring.html>
- 環境省除染情報サイト  
<http://iosen.env.go.jp/>
- 環境再生プラザ  
<http://iosen.env.go.jp/plaza/>

### このパンフレットについての問い合わせ先

福島県生活環境部  
除染対策課  
〒960-8670  
福島県福島市杉妻町2-16  
☎024-521-7276 Fax024-521-9728